

提案書作成要領

本業務における提案書作成要領は、次のとおりです。

1 件名

令和元年度中国個人旅行者向け観光プロモーション等業務委託

2 業務の内容

別紙業務説明資料のとおり

業務価格（上限）は6,872千円（税込）です。

なお、提案書提出時には参考見積書を提出するものとします。

※消費税の取扱いについて

消費税の税率変更が予定されていますが、契約書（請書）の主標金額は、消費税率8%で計算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切捨てた金額）で記載します。消費税率が変更になった場合、新税率が適用される部分については、契約約款の規定に基づき、特段の変更手続を行うことなく、新税率を適用した税額を加算したものを契約代金額とします。このため、見積書には、消費税法第9条第1項規定の免税事業者であるか課税事業者であるかを問わず、すべての履行期間分について、消費税率8%で見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を記載してください。

3 参加に係る手続き

(1) 提案資格の確認

本プロポーザルに企画提案できる者は、横浜市における訪日外国人宿泊者の増加を図るため、中国からの誘客を促進するために、横浜市と連携してプロモーションを実施することが可能な者であり、かつ、次のすべての要件を満たす者とします。

- ア 横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に登載がある者。ただし、横浜市一般競争入札参加有資格者名簿に未だ登載されていないが、参加意向申出書を提出した時点で現に申請中であり、受託候補者を特定する期日までに登載が完了している場合は可とする。
- イ 観光事業について高い専門知識を有し、過去5年間の間に、国、地方自治体、または、それに準ずる団体のいずれかより、観光プロモーションに関する事業を受託した実績がある者。
- ウ 民間企業、特定非営利活動促進法に基づく特定非営利活動法人、その他の法人（ただし、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体等を除く。）であって、業務委託を的確に遂行するに足る能力を有する者であること。
- エ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）167条の4の規定に該当しない者であること。
- オ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと等、経営状態が著しく不健全でない者であること。
- カ 市町村税を滞納していない者であること。

(2) 参加意向申出書(様式1)の提出

ア 提出期限 令和元年7月4日(木)12時まで(必着)

イ 提出方法 持参、郵送

(ただし、郵送の場合は必ず電話で着信確認を行ってください。)

ウ 提出先 横浜市文化観光局観光振興課海外誘客担当 担当 山口

〒231-0015 横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6階

TEL 045-671-3652 FAX 045-663-6540

エ 提出書類

(ア) 参加意向申出書(様式1) 1部

(イ) 参加資格確認結果通知書の返信用封筒 1枚

※ 定形サイズの封筒を使用し、通知書郵送先のあて先を明記のうえ、82円切手を貼付してください。

(ウ) 納税証明書(消費税・地方消費税及び市税・都道府県税の滞納の有無がわかるもの。発行後3ヶ月以内のもの)の写し

(3) 提案資格確認結果の通知

参加意向申出書を提出した者のうち、提案資格が認められた者及び認められなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

ア 通知日 令和元年7月5日(金)発送

イ その他 提案資格が認められなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により提案が認められなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時までに参加意向申出書提出先まで提出しなければなりません。

本市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

4 質問書(様式2)の提出

本要領等の内容について疑義のある場合は、次により質問書の提出をお願いします。

質問内容及び回答については、提案資格を満たす者であることを確認した全者に通知します。

なお、質問事項のない場合は、質問書の提出は不要です。

(1) 提出期限 令和元年7月9日(火)17時まで(必着)

(2) 提出方法 電子メール

(3) 提出先 横浜市文化観光局観光振興課海外誘客担当 担当 山口

bk-kanko001@city.yokohama.jp

(4) 回答日及び方法 令和元年7月12日(金)17時までに、電子メールで通知します。

5 提案書(様式3)の内容

(1) 提案書は、別添の所定の書式に基づき作成するものとします。

(2) 用紙の大きさは原則A4版とし、「1(2)提案事業者の概要」より以降、各ページに必ず

ページ番号を記載してください。

(3) 共同事業体の形態をとる場合には、幹事者を決め、幹事者が提案書を提出してください。

(4) 提案については、次の項目に関する提案を様式3に記載してください。

ア 提案事業者の概要

イ ワーク・ライフ・バランス及び障害者雇用に関する取組

ウ 類似業務実績

エ 当該業務実施体制

オ 当該業務実施方針

カ 具体的な提案内容

キ 業務実施スケジュール

ク 効果測定及び報告

(5) 提案書の作成にあたっては、以下の事項に留意してください。

ア 公平な評価のため、評価委員会では提案事業者名を伏して評価を行います。提案書の所定箇所以外に「提案事業者名」および「提案事業者名が推定できるような表現」は記載しないでください。（「1（2）提案事業者の概要」から「7 目標設定と効果測定及び報告」にかけて「提案事業者名」および「提案事業者名が推定できるような表現」は記載しない、もしくはマスキングをしてください。）

イ 提案について、ページ数の制限はありませんが考え方を簡潔に記述してください。

ウ 文書を補完するため最小限のイメージ図・イラスト等の使用は可能です。

エ 文字は注記等を除き原則として10ポイント以上の大きさとし、様式3に定められた項目について記述してください。

オ 多色刷りは可とします。

6 参考見積書（様式4）および提案書の開示に係る意向申出書（様式5）の内容

それぞれ所定の様式に記載してください。なお、参考見積書に関して、別途内訳書を作成してください（内訳書について様式は定めません。）。

7 評価基準

提案書評価基準のとおり

8 提案書の提出

(1) 提案書の提出

ア 提出部数 正 1部

複写7部（様式3の1（2）から7、及び、様式4）

※補足資料等を含む（各部はクリップ等でまとめてください。）

イ 提出期限 令和元年7月22日（月）12時まで（必着）

ウ 提出方法 持参、郵送（郵送の場合は書留郵便とし、提出期限必着で発送してください。）

エ 提出先 3（2）と同じ

(2) その他

ア 所定の様式以外の書類については受理しません。参考データ等の補足資料の添付は可としますが、簡潔にまとめるよう心がけてください。

- イ 横浜市は提案書の受理後、追加資料の提出を求めることがあります。
- ウ 提出された書類は、返却しません。
- エ 提案書の提出は、1者につき1案のみとします。
- オ 提出期限後の提案内容の変更は認められません。

9 プロポーザルに関するヒアリング

評価委員会により、提案内容に関するヒアリングを行います。

- (1) 実施日時 令和元年7月26日(金)
時間等詳細については、別途お知らせします。
- (2) 実施場所 横浜市文化観光局 会議室
横浜市中区尾上町1-8 関内新井ビル6階
- (3) 出席者 総括責任者を含む3名以下としてください。
- (4) その他 提案者が多数ある場合には、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱第19条に基づき、事前の評価を行い、基準を満たした提案書についてのみヒアリングを行うものとします。

10 プロポーザルに係る評価

本プロポーザルの評価及び特定等に関する審議は、次に示す委員会で行います。

名称	文化観光局第2業者選定委員会	令和元年度中国個人旅行者向け観光プロモーション等業務委託に係るプロポーザル評価委員会
所掌事務	プロポーザルの実施、受託候補者の特定に関する事	プロポーザルの評価に関する事
委員	文化観光局副局長(総務部長) 総務課長 企画課長 創造都市推進課長 観光振興課長 文化プログラム推進課長 総務課経理係長 企画課担当係長	文化観光局企画課長 文化プログラム推進課長 創造都市推進課長 観光振興課集客推進担当課長 企画課横浜プロモーション担当係長 担当係長((公財)横浜観光コンベンション・ビューロー派遣)

11 特定・非特定の通知

横浜市は提案事業者のうち、本事業の受託候補者として特定された者及び特定されなかった者に対して、その旨及びその理由を書面により通知します。

- (1) 通知日 令和元年8月23日(金)17時までに行います。
- (2) その他 特定されなかった旨の通知を受けた提案事業者は、書面により特定されなかった理由の説明を求めることができます。なお、書面は、横浜市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の17時まで提案書提出先まで提出しなければなりません。横浜市は上記の書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答します。

12 プロポーザルの取扱い

- (1) 提出されたプロポーザルは、受託者の特定以外に提案事業者が無断で使用しないもの

とします。

- (2) 提出されたプロポーザルについては、他の者に知られることのないように取り扱います。ただし、「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」等関連規定に基づき公開することがあります。
- (3) 提出された書類は、受託候補者の特定を行うために必要な範囲又は公開等の際に複製を作成することがあります。
- (4) プロポーザルの作成のために横浜市において作成された資料は、横浜市の了解なく公表、使用することはできません。

13 プロポーザル手続における注意事項

- (1) 提案書に虚偽の記載をした場合は、プロポーザルを無効とするとともに虚偽の記載をした者に対して、横浜市各局の業者選定委員会において特定を見合わせるがあります。
- (2) プロポーザルは、受託候補者の特定を目的に実施するものであり、契約後の業務においては、必ずしも提案内容に沿って実施するものではありません。
- (3) 特定されたプロポーザルを提出した提案事業者とは、後日、特定されたプロポーザル等に基づき、横浜市の決定した予定価格の範囲内で業務委託契約を締結します。なお、業務委託条件・仕様等は、契約段階において若干の修正を行うことがあります。
- (4) 参加意向申出書の提出期限以後、受託候補者の特定の日までの手続期間中に提案事業者が横浜市の指名停止措置を受けた場合には、以後の本件に関する手続の参加資格を失うものとします。また、当該提案事業者が受託候補者として特定されている場合は、次順位の者と手続を行います。

14 無効となるプロポーザル

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書作成要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- (4) 提案書に記載すべき事項以外の内容が記載されているもの
- (5) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの
- (6) 虚偽の内容が記載されているもの
- (7) 本プロポーザルに関して委員会委員との接触があった者
- (8) ヒアリングに出席しなかった者

15 その他

- (1) 提案書の作成及び提出等に係る費用は、提案事業者の負担とします。
- (2) 手続において使用する言語及び通貨
 - ア 言語 日本語
 - イ 通貨 日本国通貨
- (3) 契約書作成の要否
要する